

○総務省告示第三百九十二号

平成七年郵政省告示第十一号（電気通信回線設備への接続を要しないデジタルコードレス電話の無線局の無線設備を定める件）及び平成十年郵政省告示第五百十七号（デジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）は、平成二十二年十月二十六日限り、廃止する。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣 片山 善博